

令和7（2025）年度諮問（一）第2号
令和8（2026）年度答申（一）第1号

「旧地方税法及び旧栃木県県税条例に基づく自動車税種別割
賦課決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和7（2025）年5月1日付けで行った自動車税種別割賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が所有する自動車2台（以下「本件自動車」という。）に対し、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第146条第1項及び栃木県県税条例及び栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和8年栃木県条例第20号）第1条の規定による改正前の栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「旧条例」という。）第103条第1項の規定に基づき、令和7（2025）年5月1日付けで本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 2 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和7（2025）年6月23日付けで本件審査請求を行った。
- 3 審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定により、令和7（2025）年10月17日付けで、本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張

1 審査請求人

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の重課部分の取消し及び重課分の返納を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 自動車税種別割の重課措置は、環境負荷の高い旧式車両の抑制を目的とする「グリーン化税制」に基づくものであるが、必ずしも古い車が一律に環境負荷が高いとはいえない。特に以下の点から、当該措置

は合理性に欠け、不当であると考える。

(ア) 平均走行距離が短く、軽量で燃費性能も良好な古車の方が、実態として環境負荷が低いケースがある。

(イ) 新車製造に伴うCO₂排出や資源消費を考慮すれば、古車を長く使う方が持続可能性に貢献している。

(ウ) 教育的観点からも、「ものを大切に作る心」は子どもたちへの大切な価値観として育まれるべきであり、それを行政が否定するような重課は社会的にも好ましくない。

(エ) 今後この書簡をSNSや報道機関を通じて公表する予定であり、県が誠実かつ前向きな対応を示すことは、県政に対する信頼を高め、社会的評価にも資するものと考える。

イ 本件について誠実な対応をお願いするとともに、60日以内に何らかの御回答又は経過報告をお願い申し上げます。

ウ 欧州諸国では、旧車の「文化財・技術遺産」としての価値が認められ、環境対策と文化保存とを両立する観点から優遇措置が導入されている。本県をはじめとする日本でも、持続可能な教育・文化振興、地域産業（自動車関連）の価値向上に寄与する制度見直しが可能であると考える。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 旧法第146条第1項では、「自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課する。」とされ、旧条例第103条第1項では、「自動車税は、自動車（略）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者（略）に種別割によつて、それぞれ課する。」とされている。

イ 自動車税種別割の適用される税率については、旧法第177条の7及び旧法附則第12条の4並びに旧条例第106条及び旧条例附則第28条の2にそれぞれ規定されている。ただし、旧法附則第12条の3及び第12条の4第3項並びに旧条例附則第28条及び第28条の2第2項において、一定の条件を満たした自動車に対する軽課措置及び重課措置が規定されている。旧法附則第12条の3第1項及び第12条の4第3項並びに旧条例附則第28条第1項及び第28条の2第2項により、「ガソリン自動車又は（略）石油ガス自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの」は「初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」から、「軽油自動車（略）で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの」は「初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」から重課措置がそれぞれ適用され、旧法第177条の7及び旧法附則第12条の4並びに旧条例第106条及び旧条例附則第28条の2に規定する税率を読み替えて適用するとされている。

ウ 本件自動車の登録番号「〇〇〇〇〇〇〇〇」については、自動車登録ファイル上、軽油を内部機関の燃料とする初度登録年月が平成4（1992）年9月で総排気量4.16リットル、最大積載量200kg（乗車定員5人の場合）の自家用貨客兼用車であることから適用される税率は、旧法第177条の7第1項第2号ロ(1)及び第2項第2号ハ並びに旧条例第106条第1項第2号イ(ア)及び第2項第2号ウの16,000円を旧法附則第12条の3第1項及び旧条例附則第28条第1項の規定により読み替えた17,600円となり、登録番号「〇〇〇〇〇〇〇〇」については、自動車登録ファイル上、ガソリンを内部機関の燃料とする初度登録年月が平成8（1996）年10月で総排気量1.99リットルの自家用乗用車であることから適用される税率は、旧法附則第12条の4第1項第3号及び旧条例附則第28条の2第1項第1号ウの39,500円を旧法附則第12条の4第3項及び旧条例附則第28条の2第2項の規定により読み替えた45,400円となる。

(2) 本件処分 of 妥当性について

審査請求人の主張は全て現行の法令に対する不服であると認められるが、行政機関である審査庁は、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断される場合には、こ

れを取り消すことはできない。自動車の登録情報に基づき処分庁が行った本件処分は、正当なものである。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

自動車税に係る制度は、法の枠内で条例により定められており、旧法及び旧条例による自動車税種別割は、自動車に対し、当該自動車の所有者に課するとされ（旧条例第103条第1項）、その賦課期日は4月1日とされている（旧条例第107条）。

そして、その税率は、自家用のトラックであって最大積載量が1トン以下のもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものであって、総排気量が1.5リットルを超えるもの（以下「自動車1」という。）については年額16,000円と（旧条例第106条第1項第2号イ(ア)及び第2項第2号ウ）、令和元（2019）年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であって、総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの（以下「自動車2」という。）については、年額39,500円と（旧条例附則第28条の2第1項第1号ウ）それぞれされている。

ただし、自動車1のうち、軽油自動車で平成27（2015）年3月31日までに初回新規登録を受けたものについては、初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度分の自動車税種別割は17,600円と（旧条例附則第28条第1項第2号）、自動車2のうち、ガソリン自動車で平成25（2013）年3月31日までに初回新規登録を受けたものについては、初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度分の自動車税種別割は45,400円と（旧条例附則第28条の2第1項第1号ウ）することとそれぞれされている。

これを本件処分についてみると、本件自動車の登録事項等証明書によれば、登録番号「〇〇〇〇〇〇〇〇」については、所有者は審査請求人、用途は「貨物」、自家用・事業用の別は「自家用」、最大乗車定員は「5人」、総排気量は「4.16リットル」、燃料の種類は「軽油」であり、初度登録年月は

「平成4年9月」であるため、令和7(2025)年度の自動車税種別割は17,600円と、登録番号「〇〇〇〇〇〇〇〇」については、所有者は審査請求人、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は「1.99リットル」、燃料の種類は「ガソリン」であり、初度登録年月は「平成8年10月」であるため、令和7(2025)年度の自動車税種別割は45,400円とそれぞれされたものである。

よって、処分庁は、旧条例の定めるところに従い、適正に本件処分を行っていること認められ、本件処分を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、重課措置が課された本件処分について、第3の1(2)のとおり主張しているが、これらの主張は法令そのものに対する不服であると認められる。

一方で、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、審理員意見書のとおり、同じく行政機関である審査庁は、現行の法令について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断される場合には、これを取り消すことはできないのであって、本件処分を正当なものとし、他に違法又は不当な点は認められないとした審査庁の判断は妥当である。

3 結論

以上のことから、審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7（2025）年10月17日	・ 審査庁から諮問書を受理
令和8（2026）年4月21日 （第78回審査会第2部会）	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和8（2026）年5月29日 （第79回審査会第2部会）	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部教授	部会長

(五十音順)